

第二十二回国会 衆議院 法務委員会議録 第二十三号

昭和三十年六月十八日(土曜日) 午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 世耕 弘一君

理事 三田村武夫君 理事馬場 元治君

理事福井 盛太郎君 理事田中幾三郎君

今松 治郎君 権名 隆君

高木 松吉君 長井 源君

林 博君 横川 重次君

猪俣 浩三君 神近 市子君

細田 綱吉君 吉田 賢一君

志賀 義雄君

出席政府委員

法務政務次官 小泉 純也君

法務事務官 中尾 文策君

(矯正局長)

法務事務官(入 内田 藤雄君)

国管理局長)

委員外の出席者

専門員 村 教三君 専門員 小本 貞一君

本日の会議に付した案件

出入国管理令の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

人権擁護に関する件

○世耕委員長 これより法務委員会を開会いたします。

まず、出入国管理令の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

まず私より質問いたします。登録者のかれこれ一割に相当する無登録の入国者が日本に在留しているという説明が過般の委員会においてあつたやうであります。その無登録者の日本の国内における活動状況並びにそれに対

する対策、取締り等に関して、どういふ方法を講じておるか、特にこれらによつて発生する犯罪の内容等に関してこの際資料があれば御提出を願ひたい。並びにこれに関する政府側の御説明が願ひたい、こう思います。

○内田政府委員 先般も申し上げたこととでございますが、約一割くらいあるであろうというところはごくラフな推定でございます。その基礎になつております一つの数字は、われわれが密入国者の情報——たとえて申し上げますならば、二十人で来たということがつ

かまつた者の口からわかつておりながら十人しかつかまつておらない。こう

いうような確認されていても、かつております数字が、先般申し上げましたやうに一万三千五百ほどございまして、それを一応の基礎にいたしながら従来

の登録の実績等を考えましてわれわれとして推定をいたしておるわけござ

います。これにつきましてもは果してそれだけあるものやら、あるいはそれ

よりも少し多いかどるかということについては的確に申し上げかねる次第で

ございます。それからそれを捕提することにつきましても、入管ももちろん

協力はいたしておりますが、われわれの方の人数はごく限られたものでござ

います。その捕提につきましてもは警察当局の力に待たなければならぬ

次第でございますが、間接な方法とい

ない、あるいは配給がもらえない、それから生活扶助、その他失業手帳というやうなものも登録証を基礎にして

やつておりますので、そういうものがもらえないというやうな不便がござ

います。それでどういった間接統制の結果いろいろ生活上の困難などを来たし

まして自首して参る者の数が相当にござ

います。それから登録の切りかえを

機会をいたしまして——もつともこれは常に警察官が登録証を携行してお

るが、常時やつておりますが、特に切りかえなどのときに相当全国にそ

うことをいたしております。それに

よりまして相当な密入国者が発見され

ておるといふのが過去の実情でござ

います。今後どういふ者の捕提にお努

力いたさねばならぬと存じますが、た

だいま申し上げましたように、主とし

て警察の方の力を借りなければなら

ませんので、今後十分その方面とも連絡

いたしたいと存じます。

それからどういふ犯罪を犯してお

るかということにつきましては、現在ま

でわれわれのところでは体験いたしま

したことから申しますと、密入国にして

計等が手元にございませぬので、その点は後日調査の上提出いたしたいと思

います。

○世耕委員長 神近市子君。

○神近委員 一昨日あたり鳩山総理に

金公使でございませぬか、面会されま

して申し入れたことが二項ほどあつたよ

うでございませぬけれども、次官はその

内容をお聞き及びでございませぬか。

○小泉政府委員 ただいまの事柄は私

どもも新聞では拝見をして承知してお

りますが、特に内閣から法務当局に具

体的な連絡はございませぬで、新聞で

承知しておるだけでございませぬ。

○神近委員 出入国の関係の問題は、

前国会からもしばしば問題になつて

るのでございませぬ。ただいま大臣であ

られる花村氏が出入国管理の小委員会

の委員長をなさつていらつしやうで、

この問題ではしばしばお話し合ひをい

たしたことがあるのでございませぬ。こ

熱望しているわけでございます。それで私は少し素朴かもしれませぬけれど

も、今六十万の朝鮮の方々がいます。そ

してその方々が日本の失業状態のおお

り食つて、なかなか仕事を得られない

たくさん犯す。これは私憎みたくない

けれども、いろいろの新聞その他に出

ております犯罪にとつても朝鮮の人が多

い。それから私もが視察して参りま

した基地の周辺におけるあつてはしく

ないいろいろの事柄にも全部あの人た

ちが出ていて、ちよつと私もが近寄

るのが危険なくらいに感ぜられる。一

体そつと状態にほつておいていい

か。私も日本人としても困るし、あ

の方々も、自分の民族の間に帰ればあ

れだけ思い切つた犯罪はないと私は信

じております。というのは自分たちの

婦人と自分たちの子供には非常に親切

で、そして絶対に手をつけない。異民

族である日本人にこれが變にかかつて



ただいまの日赤を通じての日本人の向うに在留している者を返す問題につきましては、これも外務省の關係の仕事でございます。外務省の方ではこれに對していろいろの問い合わせをし、事を進めたいといふことを努力してゐるといふことだけは、管理局に報告があり連絡になっておりますけれども、具体的なことは今の段階ではこちらの所管でございます。外務省の方でまずやっていたら、その交渉が具体化したあと、私どもの方の仕事になって参るわけでございますから、その点についても十分御意見に沿ひまして善処していかなければならないと考へてゐる次第でございます。

○神近委員 その御努力をなさるうちに月がたつて年がたつというのが今までの状態で、八年も九年も問題は解決してないのです。ですからほんとうに一つのアイデアをお持ちであるならば、もう少し張り切つてそれを推し進めていただきたい。

それからさつき一人も韓国に歸りたい希望者がないというよふなことをおっしゃつた。それは韓国に歸る希望者はないかもしれません。しかし北鮮に故郷を持つてゐる人たちの中で歸りたいといふ要望は、この三、四年強く出てきておる。私は大村に千三百人もかかえて國費を年間一億何千万も使つておるといふことがもつたないくしてよゝがない。それでその人たちが仕合せであるかどうかといふと、これはまことに悲惨な状態にある。そゝういふことを三年も四年も五年も見過ごしにできないうのが國民一般の考へ方だらうと思ふのです。それで一人も歸りた

い人のいない韓国のことは一応暫定的に國交の再開を待つといひました。少くとも三千人余りの學生とそれから技術者だけでも歸してもらいたいといふことは要望がきておるはずでありませぬ。北鮮から四十何人とかごく少数でございましたけれども、これは受け取らなければならぬはずであつて、それを受け取る場合に、自分たちの受け取ることも同時に考へることはできないかといふことでございます。これは國際的な問題ですから韓国に感情といふよふなことも考慮すべきではございませぬ。ですから、どうしても韓国が話に乗らないと申しませぬか、ほんと今日のように頑強にこれを否定してゐるとすれば、どういふ方法か考へて、個人的に歸國を許すとかなんとかいふよふな方法で歸す方法はないかといふことを、私は非常に素朴でございませぬから、この問題はもつと素朴に考へてもいいと思ふのです。國連憲章やあるいはその他のことを考へれば、國內的な一部の人たちが問題を押へておいて、そゝうしてそれを広く客觀的に考へる余裕を失つておるといふ状態は非常に困ると考へます。この間アジア平和會議に行つた人たちが北鮮に行つたが、向うでは學生や技術者——これは要望が行き届いていたかどうかと思ひますけれども、ともかく受け入れる、いつでも歸つてきてもらいたい、學生はただで教育してやるやういふよふなことがやはり新聞に出ておりましたけれども、そゝういふことを考へれば、これはどちらも國交がないといふことでは同じですから、どちらを選ぶといふことの意味表示は要らな

い。ともかく人道的な問題からだけでも歸りたい人たちを送つてやるということとは、こちらで受け取ると同時に考へていいのではないかと考へるのであります。その点はどういふふうにお感じになつていらつしやるか、あるいは今後の努力をその方面にお向けたらだけることができるかどうか、それも何か大きな障害があつてできないのか、それを承わりたいと思ひます。

○小泉政府委員 先ほど韓國人でこちらにおる者で韓国の方へ歸りたいといふ者は一人もないと申しましたのは、一人もないといつていくらいにほんといふことではない、こゝういふ意味を申し上げたのであります。確實に全然一人もないといふことではなくて、一人もないといつていくらいにほんといふことを申し上げたがらぬのだといふことを申し上げたわけでございますから、この点は特に念のために申し添へておきます。

また北鮮の問題につきまして、技術者その他一部の者が歸りたいといふことである、そゝういふ者はできるだけ本人の希望に沿うよふに歸してやり、また向うから入つてきた者は入れてやり、そゝういふよふな考へ方は、私どももそゝういふふうに行ふことができることを最も望みます。ただ今も北鮮の一部の者が歸りたいといふことはまだ全然具体化していません。ただ今も北鮮の一部の者が歸りたいといふことは、在日北鮮の団体の一部の人々がそゝういふことを最近希望的に言ひ出しておるといふ程度でございます。これがまだ北鮮の政府とこちらの方とも具體的には進展をしておらないのでございませぬ。また向うの方、新聞等の情報では、歸つてくるなら

らば受け入れるといふよふな記事もあつたかに記憶いたしますが、これも具體的に日本の外務省と北鮮の正式機關との間に、日本から歸すものをば受け入れるといふよふなところまで具體的に話が進んでおるものでございませぬ。これは御承知の通り、外務關係をば含むところのきつめて重大な問題でございます。十分慎重に取り扱つていかなければならぬと考へておるものでございませぬ。要は先ほど申しました通り、こちらから歸すものをば向うが持つよゝうに受け取つてくれる、こゝういふ關係ができ上らないところにこの問題の難点がございませぬ。まさか荷物か何かみたいに勝手に向うの波打ちぎわに置いてくるといふよふなことはどういふでございませぬ。やはり向うとすつかり話がつきましてこちらからは歸す、向うはちゃんとそれを受け入れたいといふよふなことが文字通り確實に話がつきまらなければ行動に出られない点では御了承をいただきたくと思ひます。今神近先生が仰せられますことは当然そゝうあるべきことである、當局としてもぜひそゝういふふうにあらしめたいといふことを熱願をいたして

おつて、具體的にそゝうあらしめるべく双方の間の關係を今後とも十分熱意を持って推進をいたしたいと考へます。

○神近委員 大体あなたの御意思はわかりました。そしてそれが法務大臣の御意思であるよふに私は望みたいと思ひます。

もう一点伺つておきたいことは、この問題はこれは内田局長にもお聞き取りを願ひたいのです。私どもが戦争以

前の朝鮮との問題を今処理するといふことが、一つの人道的な義務であると思ひます。それでなるべく親切になるべく早く解決の緒につくよふに、こゝういふ民族の大集團が無難者のよふになつて、ないし日本人としての特別の待遇は得られないで、ともすると抑留所にはお入り込まれるといふよふな不安な状態にある今、次官がおつしやつたよふに、もし北鮮からでも話かけがあつて、そゝうして受け入れといふことが確實に話合ひができるならばその話に乗つて、それは今國交がないのでございませぬから、たとへば赤十字を通じての話であるとか、あるいは第三者のどこかの國の領事とか公使とかのあつせんといふよふなことになるのではないかと考へておられるのでございませぬ。ほんとうに受け入れるといふことが確認できればそれにお乗りになつて、そゝうして交換船といふよふな形でもこれをとりやりするといふことがおつしやるのでございませぬ。

○小泉政府委員 たい外交關係がございませぬ。今仰せられましたよゝうな第三國のあつせんとか、あるいは赤十字といふよふな特殊な團體のあつせん、さよゝうなふうになることは當局として最も望ましいことと考へておられるのでございませぬ。ただ問題は具體的に、確實に向うが受け入れるといふよゝうなことと考へますが、それ以外にもつと大きな問題として、北鮮と韓国との關係がございませぬ、御承知の通り中ソ外交といふよふな鳩山内閣の方針が韓国の感情を非常に刺戟して、先ほど私が申し上げましたよゝうに金公使が引き揚げるといふよふな情報すら流

れているというよりな關係で、御推察が願えると思うのでありますが、今後北鮮の人々をば、希望者を日本から帰す、また在留している北鮮からの日本人の帰る者を受け入れる、こういう問題もいざ具体的交渉が進み、進展をすするといふようなことがありたいとしますならば、また韓国との問題というものが非常に難点になつてくるのではないかとこのことをひそかに憂慮をいたしているのでありまして、いろいろなそういう難点を克服できますれば、できるだけ早くそういう事態をすみやかに到来せしめたいということをは希望をいたしている次第でございます。

○小泉政府委員 これは、全く根本的には人道上の問題でございます。外交關係その他にわずらわされず、そのことはそのこと自体だけで勇敢に解決したらいよいよいいかというお氣持はよくわかるのでございます。もちろんそれで解決がつくことではございません。問題はそれが難儀でもないと思ひます。外交關係にとらわれるというよりなことをでなくて、そのこと自体を解決する上において、外交問題がまずスムーズにいかなければ、勇氣を持つてこれを断行しようとしても、實際上この事柄が完全に行えないのではないかと、いろいろなことも当然予想されるのでございます。たとえは韓国からどういふ文句を言つてこようが、人道上の問題として、日本と北鮮だけの間でこれを勇敢に突破して片づけるかかりにいたしましたも、韓国がいろいろな抗議を申し込んでくる、あるいは武力に訴えてそのことの運びを妨害をするといふようなことが予想せられるときに、ただこれを、外交上そういう外国の問題は問題にしないで、このこと自体の解決のためにこれを強行するとい

うことは、やろうと思つてもでき得ないのじゃないかということも考えられるわけでございます。もちろんこの問題の解決の基本精神においては、神近先生の仰せられることは私もよく理解ができ、また共鳴ができるのでございますけれども、事柄を具体的に進行上においては、やはり、外交關係にとらわれるといふことでなくて、その事柄自体をスムーズに行うためには、そういう難点を除去してかからなければ實際に行えないのではないかと、このことに苦慮をいたしておるのでございます。事柄自体の解決とともにそういう方面も、できるだけ外交關係を打開しながら、両々相待つて、これが並行して進まなければ、實際の上にはこれができないのではないかと、このことを考える次第でございます。問題の重点は、外交關係に重点を置くのではなくて、人道問題として、その事柄自体をまず第一義として解決すべきでないかという御意見は全くごもっともでございますが、ただそれを解決する上には、外交問題あるいは韓国の意向というよりな問題も、とらわれまいとしても考慮に入れざるを得ないという実態であることも御了承をいただきたいと思つてでございます。

○神近委員 それではさつき、正当な方法で北鮮側がこれを受け入れるという確実な保証があれば話に乗つてもいいということ、何もならなくないましたね。その場合でも同じような障害、たとえば赤字とかあるいは第三国の人たちがこれを扱ふということ、これらの承認できる確約が与えられまして、その外交問題が歴然として残つていない、それは突破ができない

らば政府は決して反対をするのではない。むしろ推進を願つていふのだといふことを申し上げたのでありますから、この辺のところを、私の言葉の足らない点があるかもしれませぬけれども、御理解をいただきたいと思ひます。

○神近委員 大体これだけのことで要約してみますと、当分どうにもならないという結論に來るに私は思われま。持つて回つた言ひ方をお互いにいたしましたけれども、現状打破はちよつとなかなかできないだらう。花村大臣の在野当時の御意思を一つ思い出していただいて、そしてどこかに打開策はないかということ、これから次官が中心になつて考案なさる、その考案において、今の親切な意図、お心持を持ち続けて、國際的に見直して、どこかにこれを可能にする穴はないかといふような御研究を願ひたいといふことを申し上げまして、あなたに對する御質問を終ることにいたします。

それから内田局長にちよつとお伺ひいたしたいと思ひます。大村の抑留所の中に内規というものがあつたといふのでございますけれども、それはどういふような要項の内規でございますか。

○内田政府委員 お説のように一応の内部の秩序を維持いたしますための規則でございます。ただいま手元に持つておりませんので、後日資料として提出いたします。

○神近委員 その中に檢閲制度もあるわけですか。

○内田政府委員 あそこは収容所内の警備の必要のための檢閲といふことはございませぬ。

○神近委員 それは、外国に出す手紙だとか、あるいは何か警備上必要で、

外に通報するということに検閲制度があることは想像されずけれど、普通の書信に検閲があるということは、私どもは非常におかしなことに考へるのです。たとへば私どもに出す手紙に検閲があつたといふことになれば、中の模様を外に知られたくないといふような意図によるのじやないかというように、私たちはひがんで考へるわけなんです。一体特に国会議員に対する手紙や何かにその検閲がしてあるというものは、一体どういふことなんですか。

○内田政府委員 特に国会議員に対してどういふことか、これは全然われわれは念頭に置いてないのです。出入国管理令の第六十一条の七という条文がございます。その条文の第五項に「入国者収容所長又は入国管理事務所長は、入国者収容所又は収容場の保安上必要があると認めるときは、被収容者の発受する通信を検閲し、及びその発受を禁止し、又は制限することができる。」という規定がございます。これに基いてやつておるわけでございます。

○神近委員 私が今問題にしておりますのは、広島で起りました爆発物取締罰則違反の三人の勾留理由開示の日、たまたまそこに傍聴に行つたためにつかまつて刑を受けた人がいるのです。その人が一年の入獄中に滞在手帳の更新をやつておかなかつたために、滞在期間が切れて大村に入れられてしまつたという事実があるのです。そういう監獄に在る間に滞在期間が切れたというときには、特別に手続をやるというようにはしてやらないのですか。そして滞在期間が切れ

たまたま監獄に入れておくということ、一体できることなんでしようか、できないことなんでしようか。

○内田政府委員 ただいまのケースはよく具体的に調べてから詳細にお答えいたしたいと思つてますが、少くとも私どもが実際に扱つておりますやり方から申しまして、刑務所に行つてゐる間に登録切りかえが行われなかつたといふことを理由にして返去させるというようなことは、絶対にやつておりません。のみならず刑務所には十分に通知をいたしておきまして、刑務所におります人は、何かの手落ちがございませぬ限り、登録の切りかえはできておるはずなんでございます。しかし万一何か手落ちがございまして、行われていないといつたとしても、その理由で返去させるというようなことは絶対にやつておりません。ですからただいまの事例もよく調べてみますが、それが理由であるといふことは、ちよつと考へられぬところでございます。

○神近委員 その出入国管理令二十四条に、この場合がかかつてゐるという条に、私もちよつと今ここにございませんと、私どもも、けさ見たところによると、滞在の期限切れといふような項目も入つてゐると思つてますが、大体どの条項に当てはまるのか、それを一つよく教へていただきたいと思います。

○内田政府委員 ただいま申し上げましたように、その事件を具体的に調べてみませんと、つきりしたことを申し上げかねますが、おそらくはその爆発物取締罰則に基きましての刑が一年以上をこえておつたために、二十四条の四号のりに該当するといふことになつ

ておるのではないかと考へます。しかしこれは想像でございます。そういうものが別にございせんのに、今の刑務所に在る間に登録が行い得なかつたといふ理由で大村に送るといふことは、ちよつと考へられぬところでございます。

○神近委員 これはこの前の内閣のときからの懸案で、大村の人たちは多少緩和して、無害で、身元、身寄りの保証がはつきりしているような場合は出したらいよいよいいかといふことで、多少緩和された形跡があるので、すけれども、今五千円以上の保証金を納めて確定な引取人があれば渡してゐるといふような事実があるものでございませぬ。何人ぐらゐその手でお出しになつてゐるわけでしょうか。

○内田政府委員 実はただいまの保証金五千円といふのも、先般法務省令を改正いたしまして千円に引き下げてございませぬ。なるべくさういふことをたが貧困であるといふためにできない方をなくしたいといふふうに考へております。現実にはただいまを釈放したかといふ話でございませぬが、これは六月六日付でございませぬけれども、実はこれはいろいろの話し合ひの関係もございませぬが、ともかく二百三十二名を釈放いたしました。

○神近委員 それで韓国から最近三十名ほどの子供たちが入つてきた。おとなは三十何人逃げてしまつた。私たちがから見ますとおとなこそ抑留して、送還されてもしかたがないので、すけれども、親をたより、兄弟をたよりにして来た子供たち——自分たちがおとなをつかまへることができないものだから無力な子供たちだけつかまへて、

子供だけ送還する、あるいは抑留所に入れる矛盾といふものはお考へになつたことではないでしょうか。私どもはその点は大へん非難されなければならぬと思つてゐます。まるで何も意識のない、さうして日本に対して害を加えるといふおそれのない子供たちだけつかまへて、食へるためには何でもやるだろつといふようなおとなだけを野放しにしておくと、まあ野放しになさるおつもりはしないでしょう、力が及ばないとおつしやるだろつと思つてゐるのですが、それならばどうして子供たちをせびひとも帰さなければならぬか、それではなれば面子が立たないか、おつしやるか。特に親がそろつていて、韓国には身寄りも何もないといふような場合にこれをたたくし、あるいは抑留所に入れて、さうして韓国のオーケーと言つて待つ、さういふような手続を煩瑣にして、扶養する者がいるのに国家に扶養を委託されることとは、私どもはお願ひにも上つたことでは、私ども、どうもその点で納得できないのです。今次官から三十人の子供たちは送還することに決定したといふことを伺ひまして大体御意図がわかるように思つておつたけれども、そのところを何とか一つ考へていただけないか。この韓国の子供たちは日本で生まれてゐる子供がたいぶ多いのですよ。それが何かの事情で歸つていって、こちらに歸つてこれらに非常にかわいさうな条件が十分そろつて、親が生業をして日本で生計を立ててゐる、さうして子供ができて、あとの子供がなくてこの子供を何とかしてこつちにとめ置たい、自分の後継者にしたといふやうな切実な願ひを持つておるといふよ

うな場合でも、これをばんと返してしまふ。あるいは抑留所に入れてしまふ。そして国の費用でいつ解決するか知れない時までそこへ入れて、学校にもやらない、あるいはよい給食もできないといふような状態に置くといふことは、私は悲惨の極だと考へます。その点で、六十人のうちで三十人のおとなを逃がして、三十人の子供にその責任をしようとするといふような考へ方が親切であるかどうかといふことについて、一体どういふふうに感じていらつしやるか、伺ひたいと思つてゐます。

○内田政府委員 ただいまの御質問にお答えいたしますためには、われわれ出入国管理局といつたしまして、密入国の問題をどういふふうにお答へいたしたいかと、十分に御納得がいかないと存じます。実は先般こちらの委員会におきまして、相当広いいろいろな角度からその問題についてお答へいたしましたのですが、ごく簡単にいかつて申し上げます。

われわれといつたしましては、これは国際的な一般の原則でもございませぬし、大体日本に入国する者は、旅券と査証を持つてきておらなければ困るといふことを当然の原則といたしておるわけでございます。しかしながら、こちらでも再三問題になつておりますよ。従来、この間まで日本国民であつた人々、しかも偶然に敗戦といふ機会によりまして、家族が別れ別れになつてしまつたといふような者につきまして、何らかの人的な考慮が払われなければならぬといふことは、私ども自身も十分考へておるところでございます。実際一般的な原則の問題

は、これは想像でございます。そういうものが別にございせんのに、今の刑務所に在る間に登録が行い得なかつたといふ理由で大村に送るといふことは、ちよつと考へられぬところでございます。

これはこの前の内閣のときからの懸案で、大村の人たちは多少緩和して、無害で、身元、身寄りの保証がはつきりしているような場合は出したらいよいよいいかといふことで、多少緩和された形跡があるので、すけれども、今五千円以上の保証金を納めて確定な引取人があれば渡してゐるといふような事実があるものでございませぬ。何人ぐらゐその手でお出しになつてゐるわけでしょうか。



ければどの団体になりますか。仮放免の際の今までの例がありますか。

○内田政府委員 現在までのところ、これはまだ法律になっておりませんが、こういうことを頭に考えながらやりました場合を御説明いたしますと、日韓親和会という、これは日本人だけでできておりまして日韓親和を目標とした団体であります、その団体が保証人という形で仮放免いたしましたら、その実際上の世話は善隣厚生会——日韓親和会は保護団体ではございませんで、実際の保護に当るものは善隣厚生会という団体でございます。

○志賀(義)委員 その善隣厚生会というのは新宿にありますね。

○内田政府委員 角管だと思えます。

○志賀(義)委員 とところがこは三月火事になっておるのです。そうしてどういふふうに取り扱されておるかというところを住まいでですね。それが今度の法令が改正されるとくつと多くなると思うのですが、やはりテント住まいを続けさせるつもりですか。その点について何かの考慮があるのでしたらお伺いしたいと思います。

○内田政府委員 お説のように確かに三月に火事で焼きました。従いまして一時テントでやった場合もあつたかと存じますが、急いでバラックを建てました。現在はテント住まいという事実はないはずでございます。それから今後につきましても、これは実は私の方だけの問題ではないのでございまして、新造建築をふやしていく計画があるように承知いたしております。

○志賀(義)委員 バラックは建てられたそうでありまして、大村でも最近仮放免になった人はテント住まいになつておるわけがありますか、それも

バラックが建ちましたか。

○内田政府委員 大村で扱つておりますのは大村善隣会という団体がやはりやつておりました、こは私の承知いたしません、テント住まいというふうな事実は承知いたしておりません。

○志賀(義)委員 そうですか。事実テント住まいの経験を持つておる人がおるのです。そうしますとどうも局長のお話はきれいな過ぎるのじやないかという気が起つてくるのですが、これはまあお互いに事実を確かめ合うことにならう。

そこで、今まで確かに本人の両親あるいは兄弟というふうなもので身元引受人があつた場合にも、出入国管理局の方で好ましくならざるに認められた場合もあると思ひます。今後どういふケース、一ぱ一からげにしてすべて先ほど神近委員の御質問に答へられたように引き離すのは情に忍びない、人道上かえつていけないから取容するという事になります。仮放免とは名だけであつて、結局のところ取容してしまふという結果になるじやありませんか。

○内田政府委員 いやその点は全然逆でございます、われわれとしてはできる限り引受人を探し求めているわけでございます。どうしてもそれがない場合にやむを得ずそういう措置をとつておるわけでございます。引受人があるにもかかわらず無理にそういうことへ入れておるといふことでは全然ございませぬ。

それから引受人をわれわれが拒否した場合がないかという御質問でございますが、たとへて申しますと、犯罪者のような場合にそのぐるであつたような者とかあるいは親分だつたと思われ

るような者が引き受けると言ひましても、それは引受人としてわれわれは承認できませんけれども、それ以外に通常の生活をしておる人に対して引受人がいかにぬというよりなことを申したことは、少くとも私は承知しておりませぬ。

○志賀(義)委員 この出入国管理令には、第五条の、外国人の本邦に上陸することができない、この十一号、十二号には、政府を暴力で破壊する企てを持つ者、「左に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者」というようなことがあげられておるのであります、そういう政党は今日本にないと思ひますが、右翼のファッション団体のようなものにはあるかと思ひますが、そういう政党以外に何か想定された当時これを作られたか。現在在日朝鮮統一民主戦線が最近この総連合会に変わつておりました、そういう点では非常に変つてきております。事実私などの若干関係した例を見ますと、たとえば兄弟の中に朝鮮人の団体に関係しておる者がおるから工合が悪いというふうな場合もありません、実例に入りますと、煩瑣になりますからやめますけれども、そういうことこの政令自体が何か仮想敵國をもつてやつておられるということになりかねないものであります。そうなるにつれて、今申した保証書をもつて、保証金にかえてやるというふうな場合に、あれもこれもということになりかねないものであります。そういう点の保証については十分考へられてこの改正を企図されたのかどうかということ、この際ちよつと伺つておきたいのであります。今後具体的な例ができる場合に

非常に困るのであります。

○内田政府委員 ただいま御質問に出ました第五号十号からあの十一号、十二号というふうな条文は、現在まで一回も適用したことはございませぬ。また現在のところ適用すべき団体があるとは私も考へておりません。それからこの改正の趣旨でございますが、われわれは少くともごすすなおに、従来仮放免をいたしたいと思ひましたときでも、法令上の制限がやかまじいためになかなか容易にでき得なかつたものを、なるべく容易にしたい、これだけの趣旨でございます。その裏に何らの隠された意図も持っておりませぬ。

○志賀(義)委員 その裏に隠された意図を持つておられないとすれば、そういうふうな現に身柄を引き受ける人があるような場合に、してその方に入られるというところはされないと了解してよろしゅうございませぬ。そういうふうな今後事態を促進していただきたいと思ひます。

○内田政府委員 今志賀委員がお考へになつておられます団体あるいは個人というものがどういふものであるかちよつと了解いたしかねますが、団体である場合には、いかなる団体にでもこういう保証書でいいことにするかどうかということは、今私から即答申し上げかねます。しかし少くとも私どもの保持いたしました、正当でない、何か差別的な待遇をいたすというふうな考へは毛頭持つておりませぬ。今度の改正は個人の場合には使わぬようにしたいと思つておられますから、個人が保証人の場合には、やはり保証書でなくやつていきたいつもりであります。

○志賀(義)委員 そういふ個人の場合に、なるべく解決を促進していただく

たい。たとへば私なんか非常に忙しい身をもつて、あなたは御不在のことが多いのですが、下牧次長には大へん御厄介になつておる事件もございませぬ。こういうこともこの席で局長に特に促進していただくように希望して、私の質問を終ります。

○世耕委員長 ただいま権名委員より人権擁護に關して緊急発言の通告があります。これを許可いたします。権名隆君。

○権名(隆)委員 最近養老院とかあるいは精神病院が火事で焼けて死亡者がだいふ出ておるのですが、きよりの読売新聞にも千葉県の式場精神病院が焼けて死者が十四名、行方不明が十三名あつたということが出ておるのですが、これは設立の場合に、一体どういふような条件で精神病院というものは許可しておるのか伺いたい。——もし厚生省の方から見えておられなければ、入管の問題について少し質問しておりますから、その間に御呼び出しを願へば結構でございます。

○世耕委員長 権名君にお答いたしました。厚生省から間もなく来ると思ひます。なお小泉政務次官がおいででございますから、関連質問があつたらその点のお聞き取りを願ひたいと思ひます。

○権名(隆)委員 今朝鮮人で東嶋の刑務所におる者二十名、台湾人が三十八名、戦争に従事したものと入つて行つておつて釈放せられた人間で、今、日本に在留している朝鮮人、台湾人が一休何名ぐらゐりませうか。

○内田政府委員 ただいま御質問の問題は、先般来調査を命じておりました、主としてこれは引揚接護庁等に問い合わせ中でございます。こくうラフな資料はでき

上つたように聞いておりますので、月曜日には資料として御提出できるかと思ひます。

○推名(隆)委員 これも戦争に従事した軍人軍属の方々が在留しておりますが、その方々が登録の切りかえを受けるのは、普通の人と同じような待遇で、あるいは軍人軍属となつて日本のために働いた関係があるので、ある程度切りかえのときには手心を加えるようなことになつておりますか。

○内田政府委員 こういふ方々は戦前から日本におられて、朝鮮人あるいは台湾人と同様に取り扱ふという原則にいたしてありますが、それ以外に登録等につきまして格別に区別はいたしておりません。

○推名(隆)委員 それからなお日本のアジア政策に協力いたしまして、満州国創設当時満州国政府の要人となつた方々が日本に在留しているわけですが、それらの数はわかりませんか。

○内田政府委員 相当な数があるといふことはわかつておりますが、ただいま数字はちよつと手元に持つておりませんので、これも調べて後刻資料を提出いたしたいと思います。

○推名(隆)委員 最近ヒロポンの問題が、非常に国民の保健衛生の問題に関係しますので、麻薬と同様に取り扱つて罪を重くしなければならぬ、こういうことになつております。そのヒロポンの製造販売が大抵朝鮮人が主になつていて、覚せい剤取締法違反で検挙せられた件数のうち、朝鮮人の処罰せられたパーセンテージは一体どのくらいになつておりますか。

○内田政府委員 その点は刑事局に資料があるようでございますが、私まだ承知しておりません。問い合わせまして

お答えいたしますが、われわれの方の關係で申し上げますと、麻薬は特に二十四条の各号にあがつておるのであります。しかしながら一般の条項といたしまして、リ号という規定がございます。「この政令施行後に無期又は一年をこえる懲役若しくは禁錮に処せられた者。」とございますので、その刑項が一年以上であります場合にはこの条項によつて処置し得るわけでございます。

○推名(隆)委員 そうすると、酒の方もおそろくわからないだらうと思ひますが、酒は減税するともに三級酒を作つて財源に充てたいといふことになつておりますが、この酒の密造も大体は非常に朝鮮人が多いのです。これら朝鮮人が罪を犯して、たとえば実刑を課せられて、その後釈放せられた場合、これは釈放せられればなしで、本國に送還するといふようなことは考へておりませんか。

○内田政府委員 われわれといたしましては、そういう悪質の外国人を國外に帰したいという希望でございます。ただ朝鮮の場合特に問題なのでございまして、先ほど来政務次官からも御答弁申し上げましたように、韓國政府は戦前から日本におります朝鮮人につきましては、日本政府はこれのめんどうを見る義務があるのだという建前で見られて、従来われわれが非常に悪質だと考へまして退去にいたしましたものも、その引き取りを拒否してあります。それでこの問題は實際非常に厄介な問題でございまして、先ほど申し上げましたように一度大村に入れましたものを相当釈放いたしましたのも、実は主としてそういう人々に関してな

も努力いたしておりますが、根本的には日韓間の外交問題の重要な問題でございまして、大きな解決が得られませんが、われわれのレベルのところではやり得るものとしては限界があるのではないかと考へております。しかし決して絶望しておるとか、それで努力をやめてしまつておるといふわけではございません。

○推名(隆)委員 北鮮、南鮮におきましてもやはり出入国管理違反というよな規定が私はあるだらうと思ふ。向うから来て違反した連中は相當の待遇をしてとどめておいてやる。ところが私たちの同胞が北鮮であれ南鮮であれ侵入したといふような場合には一体どんな待遇を受けておられるか、おわかりでしたら一つお話を願ひたいと思ひます。

○内田政府委員 北鮮に日本人が何らかの理由でつかまつたという例はまだ聞いておりません。このたび向うから歸つて来られます方がお歸りになりまして、しかしこれもおそろく不法入國等の理由によつて向うにおられた方ではないと思ひますが、それを伺ひませんと向うの待遇というものは私どもは何ら情報を持つておりません。しかし韓國に關しましては、御承知のように李ラインを越えたという理由で漁船が拿捕されたものは従来相當にございまして、それで向うへ収容されております。それで向うの人々の話を聞いておるわれわれはそれの人々の話を聞いておるのであります。これは相當悪い待遇のようでございまして、ごく最近かなり具体的な報告もございました。先般委員長長の御希望がありましたので、こちらに資料として提出いたすべく目下準備いたしております。一両日中にお手

元に戻ることと思ひます。  
「委員長退席、三田村委員長代理着席」  
○推名(隆)委員 どうも朝鮮の連中は、おいらの方は戦勝国日本は戦敗国だといふので、向うはだいたいばつていっているのです。李ラインを越すといい船だつたらみんなふんどくつて返してよこさない。ただし人間だけは辛うじて帰してよこすといふような状態になつておるのですけれども、今向うに抑留せられておる日本人は一体何人ぐらゐるかおわかりになりますか。

○内田政府委員 私ども責任を回避するわけはございせんが、この問題は主として外務省の方でやつておりますので、そこから聞いておりますところでは、現在のところたしか百三十くらいではなかつたかと思ひます。

○推名(隆)委員 人のふり見てわがぶり直せで、向うさんの待遇と同じ程度の特遇を韓國人によつてやつたらどんなものでしょうか。そんなことはお考へになりませんか。

○内田政府委員 これは一つの御意見かと存じますが、しかしわれわれも偉ぶるわけでもございせんが、ともかく日本の名譽とか信用に關するようなことは、人がやつておるからといつてやりたくないと思つております。また實際収容の場合に、機会あるごと

にわれわれとして特に注意いたしておりますことは、その取扱ひが人道的に問題のないものであるように、またその個人の自由などを不当に制限するものでないようといふことを絶えず申しております。われわれとしてはただいまのところ韓國が悪い扱いをするからわれわれも韓國人を悪く扱ふとい

うことはやりたくないといふつもりでやつております。

○推名(隆)委員 人道的の点からいくなればおそろくそれでなければならぬと思ふのですが、ところが相手方はそうじゃないのです。戦勝国といつていばりにいばり扱ひておる。私たちの町にも漁業家が相當あるが、向うへ行くとたびにびくびくして出漁しなければならぬといふ状態です。漁業においても締められておる。いわんや朝鮮人の悪質な連中はヒロポンを製造、販売し、國民の保健を非常に傷つけておる、あるいはこつちに来て酒をどんどん作つておる。しかも國家の酒造税の収入を妨げておる。悪いことはかりしている連中が多い。これはこつちがあまり待遇をよくするから、朝鮮人の連中は、向うで食うに困つたならば日本に行つた方がいい、日本に行きさえすれば待遇がいい、日本に行きさえすれば生活ができるというところから、どんどん入つてくるのじゃないかと思ふ。向うさんがどうであれ、こつちもある程度人道上の問題も考へず、日本に行つてもむずかしいのだという觀念を与えた方がいいのじゃないかと思ふのです。どんなものでしょうか。

○内田政府委員 一つの御意見かと存じますけれども、政府といたしましてはそういうことをやりたくないと思ひます。

○三田村委員長代理 推名君に申し上げますが、厚生省からまだだれも参りませんが……

○推名(隆)委員 それではけつこうで  
○三田村委員長代理 本日はこれで散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。  
午後零時三十九分散会